浜 産 農 利 号 外
令和８年 11 月 17 日

静岡県宅地建物取引業協会　西部支部長　様

浜松市産業部農地利用課長

農用地区域からの除外申出の受付日程等について（お知らせ）

貴職におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろ、本市の農業施策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき下記のとおり農用地利用計画の変更申出の受付を行います。これは、時代に適応した適正な農用地区域の管理に努めるため、別紙基本方針により、緊急に農用地を除外する必要があるものについて用途計画の変更を行うものです。つきましては、貴支部会員の皆様への周知をよろしくお願い申し上げます。

受付日程につきましては、１月５日号の「広報はままつ」に掲載する予定です。

記

１　受付期間　令和９年２月２２日（月）から３月５日（金）まで

２　受付場所

申出地が所在する区	場所	担当
中央区	本庁（市役所本館６Ｆ）	農地利用課農地活用グループ
浜名区	北行政センター３Ｆ 浜名区役所３Ｆ	農地利用課北部農地利用グループ 農地利用課浜北農地利用グループ
天竜区	天竜区役所南館１Ｆ	農業振興課天竜農業グループ

※北地域(三方原地区を除く旧北区)は北行政センター、浜北地域は浜名区役所で受付します

３　注意事項
- 除外の見込みについて、事前に必ずご相談ください。
- 添付資料は、受付期間中に必ず提出していただくようお願いします。
- 提出する前に関係法令担当課、また関係土地改良区との事前調整をお願いします。
- 異議の申出があった場合は、決定が相当期間延長しますのでご留意ください。

４　基本方針　別紙のとおり

浜松市産業部　農地利用課　農地活用グループ
電話：053-457-2335
FAX　：050-3730-5387
E-mail：nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第95回随時変更受付基本方針

農業振興地域整備計画は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、農業協同組合、土地改良区等農業関係諸団体との調整を経て、長期的観点から農業を振興するための総合的基本計画として定めたものであるので、その変更については十分慎重を期す必要がある。

しかし、情勢の変化等でやむを得ず変更を行う場合には、次の変更事由によるもので、かつ、変更要件の全てを満たすもののみを受け付けることとする。

1　変更事由

(1) 農家住宅
(2) 分家住宅（農家の分家）
(3) 分家住宅（非農家の分家）
(4) 農業用施設（集出荷施設等）
(5) 公共事業（土地収用法第３条第１項該当事業）
(6) 公共事業の代替地
(7) 住民福祉の増進に必要な施設
(8) 地域に居住している者の日常生活及び地域内において現に事業を営む者の営業活動等に必要な用途に供するもの
(9) 上記以外で市長が特に急を要すると認めたもの

2　変更要件

(1) 農用地区域以外の土地利用の状況からみて、その土地を除外転用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること
(2) 農業経営基盤強化促進法第19条１項に基づき策定された地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないこと
(3) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること
(4) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
(5) 農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
(6) かんがい排水事業や区画整理及び農用地造成事業等の土地改良事業の施工区域内の場合は、当該事業完了から８年を経過した土地であること。このうち、区画整理等の面的整備事業を除く事業の完了後８年未経過の場合においては、地域の農業振興に寄与する公益性の高い事業であること

※　書類受領時には次の機関の証明が必要となる。

① 農地台帳照合（変更事由が(1)又は(2)に該当する場合）…農業委員会
② 土地改良区の意見（全ての申出）…計画地の所在する土地改良区